



市と地域の防災対策

災害時要援護者を守る

高齢者、妊産婦、乳幼児、障害者、外国人の方など、災害時に大きなハンデを持つ人がたくさんいます。自分自身の力で避難できない人、自分が直面している状況を理解できない人など「災害時要援護者（以下「要援護者」という）」の被害が予想されます。地域が一体となって要援護者を災害の被害から守るために対策が必要です。

- 要援護者の立場になって防災環境を点検する
- 避難する場合はしっかり誘導をする

医療救護所一覧

大規模災害時、市内に多数の負傷者が発生した場合の初期医療救護活動のため、被害状況に応じて、市では関係機関と連携し医療救護所を開設します。

救護所名	負傷者収集場所 (トリアージ実施場所)	医療救護所 開設場所
第1医療救護所	青嵐中学校グラウンド	青嵐中学校
第2医療救護所	文理台公園	明保中学校
第3医療救護所	西東京いこいの森公園	谷戸小学校
第4医療救護所	田無第三中学校グラウンド	田無第三中学校
第5医療救護所	田無第四中学校グラウンド	田無第四中学校

市の防災対策

西東京市災害対策本部

災害が発生した場合や警戒宣言等が発令された場合、防災センター内に災害対策本部を設置します。夜間や休日等の場合には本部設置まで各小・中学校に配備された緊急初動要員が情報収集活動などをおこない、震度5強以上の地震発生の場合には、特別非常配備態勢をとります。

防災訓練の実施

市、防災関係機関、市民の皆さんと一緒に、災害時の応急活動ができるよう毎年総合防災訓練を実施しています。様々な事態を想定し、体験訓練を実施していますので、積極的に参加してください。

消防団の活動

「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護精神に基づき組織されています。現在、12個分団が災害発生に備えています。

地域配備消火器

火災の初期消火のため、約1,100本の消火器を配備しています。ご自宅付近の設置場所を確認しておきましょう。

災害情報

災害発生時には、市内74箇所の防災行政無線で情報をお知らせします。また、FM西東京（84.2MHz）では災害情報を優先して放送します。弾道ミサイル情報、緊急地震速報といった対処に時間的な余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市の防災行政無線等を自動起動することにより、国からの緊急情報を住民まで直接、瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT）が整備されております。

食糧等の備蓄態勢

市立小・中学校等に防災備蓄倉庫を設置し、災害時用食糧、生活用品、防災用資機（器）材を備蓄しています。



震災用井戸

災害時の生活用水等を確保するため、約200箇所の指定をしています。

- ①毎年の水質検査
- ②井戸の保全経費に対する補助制度を実施しています。



西東京市地域防災計画の概要

(平成25年8月修正)

西東京市では、平成24年4月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、市の防災行政の基本である「西東京市地域防災計画」の修正を実施しました。

修正にあたっては、東日本大震災や近年の災害で得られた教訓、上位計画である東京都地域防災計画の修正内容及び市民の方、関係機関等の意見を反映しました。

被害想定と計画の方針

本計画は、西東京市の被害が最も大きいと想定される「多摩直下地震マグニチュード7.3」を基本としています。

被災項目	地震のタイプ 多摩直下型地震 (最大値を抜粋)	地震のタイプ 多摩直下型地震 (最大値を抜粋)
震度別面積率	震度6弱	72 %
	震度6強	28 %
人的被害	死者	60 人
	負傷者	1,366 人
建物被害	全壊	831 棟
	半壊	3,711 棟
	焼失	666 棟

西東京市地域防災計画の主な内容

(平成25年修正)

①自助・共助の取組推進

市民と地域の防災力向上として、震災対策における市民の役割と備え（自助）について取り組むべきことを記載しました。また、市民相互の顔の見える関係を構築し、平時からお互いに声を掛け合い、連携・協力できる地域づくりを促進し、地域のつながりから市民防災力の向上（共助）を図る取り組みを推進します。



②応急対応力の強化

東日本大震災の発生時の対応を踏まえ、市の災害対応について見直し、災害活動体制の強化を図りました。

③医療救護対策

災害時に迅速な医療救護活動を行うため、国や東京都と連携した態勢を構築します。

④避難者対策

○一時避難場所を「避難広場」、避難所を「避難施設」、二次避難所を「福祉避難施設」と表現し、どのような場所かをイメージできるよう、わかりやすい名称に変更しました。
○女性・乳児・高齢者等のさまざまな避難者を想定し、避難施設での生活で配慮すべき事項や、必要な物資の調達等を推進します。
○災害時のペット対策における飼い主の責務を周知します。

⑤帰宅困難者対策

帰宅困難者を収容するための一時滞在施設を確保するほか、関係機関と協力して帰宅支援に必要な措置を行います。

⑥放射性物質対策

国、東京都、防災関係機関などとの連絡体制を確保し、市民に正確な情報提供を行います。

⑦生活の再建

○被災建物の応急危険度判定、仮設住宅の確保等を推進します。
○都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図ります。
○児童生徒等の安否確認について、電話不通時の保護者との連絡手段等を確保します。また、引き渡しについても、時間がかかる場合、保護者と連絡が取れるまで、各施設に留め置くこととします。



※西東京市地域防災計画平成25年修正については、市HPの、いざというときのために→防災情報→西東京市地域防災計画について、のページをご覧ください。